

令和4年8月4日

各市町村教育委員会教育長
各 公 立 幼 稚 園 長
各 小 中 学 校 長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 殿

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等の一部改正について（沖縄県公立学校第3版 令和4年4月1日適用 令和4年8月3日一部改正）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

令和4年8月3日付け保ワ第1205号にて沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部長より別添のとおり一部改正の通知がありました。

ついては、本県公立学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等は下記及び別紙（一部改正）としますので、各学校においては、保護者への周知及び感染者発生時等における適切な対応をお願いいたします。

各市町村教育委員会においては、貴所管の学校へ周知するとともに、学校において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

記

【対応に係る留意点】

- 有症状者は、各家庭で抗原定性検査キットを申し込む。(RADECO)
- 有症状者で、抗原定性検査キットを使用し陰性が出た場合、症状がある間は自宅で休養し、症状が無くなってから登校する。症状が続く場合は再度抗原定性検査キットの使用や医療機関を受診すること。
- 無症状だが、下記感染リスクの高い場面での接触がある者がいないかどうか、必ず確認し、接触者PCR検査の実施を案内する。
 - ※感染対策を行わず飲食を共にした（給食を除く）
 - ※マスクなしでの会話・合唱
 - ※接触度の高い体育や部活動
 - ※学童、塾、スポーツクラブでの接触等

【添付資料】 **別紙1～3**

【オミクロン流行下】児童生徒等または教職員の感染が判明した場合の対応について

(沖縄県公立学校第3版 令和4年4月1日適用 令和4年8月1日一部改正)

【学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について】

	8月2日までの対応	8月3日以降の対応
別紙2	<p>【各学校】</p> <p>○濃厚接触者の待機期間の変更 →7日間待機(8日目解除) →4・5日目の抗原キット検査陰性 ⇒5日目解除</p> <p>○行政検査/接触者PCR検査センター等受検</p>	<p>【各学校】</p> <p>(7月22日よりすでに適用) →<u>5</u>日間待機(<u>6</u>日目解除) →<u>2・3</u>日目の抗原キット検査陰性 ⇒<u>3</u>日目解除</p> <p>→行政検査/接触者PCR検査センター等受検推奨</p>
別紙3 ①	<p>○無症状の場合 保育PCR検査等の実施</p> <p>○有症状</p>	<p>→保育PCR検査等の実施推奨 <u>(原則として保育PCRを活用)</u></p> <p>→<u>(軽症の場合)抗原キット検査</u> <u>※家庭内で小学生以上の使用を想定</u></p>
別紙3 ②	<p>○無症状で、感染リスクの高い場面での接触がない、学級内等で感染が広がっている可能性が低い場合 →登校・出勤可能</p> <p>② →沖縄県接触者PCR検査センター等受検を案内する。</p> <p>○有症状</p>	<p>→登校・出勤可能(変更なし) →削除</p> <p>→<u>(軽症の場合)抗原キット検査</u> <u>※家庭内での使用</u></p>
別紙3 ③	<p>○有症状</p>	<p>→<u>(軽症の場合)抗原キット検査</u> <u>※家庭内での使用</u></p>

補足1) 本県が設置している沖縄県接触者PCR検査センターは下記のとおりです。個人で申し込み、受検することになりますので、児童生徒等及び職員への周知をお願いします。

- ・ 沖縄県中部接触者PCR検査センター <https://okinawa-pcr-kensa.com/>
- ・ 沖縄県南部接触者PCR検査センター <http://nanbu.okinawa-pcr-kensa.com/>